

令和元年第12回宇佐市教育委員会会議録

令和元年11月21日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員	教 育 長	竹内 新
	教 育 長職務代理	古里 万里子
	委 員	佐藤 修水
	委 員	松永 建比古
	委 員	河野 浩一

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	久井田 裕
四日市幼稚園副園長	時枝 知美

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

議第 99号	宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について	(学校教育課)
議第100号	指定校変更について	(学校教育課)

◎追加議案

議第101号	令和元年12月教育費一般会計補正予算（第3号）（案） について	(各課)
議第102号	訴訟上の和解について	(学校教育課)
議第103号	宇佐市立幼稚園の休園・統廃合の基準の目安について	(学校教育課)

◎報告事項

(1) 12月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 令和元年第12回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和元年第11回の会議録を読み上げる)
令和元年第11回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 議第99号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長 議第99号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について、ご説明します。2Pをご覧ください。
(詳細については議案に記載)
- 教 育 長 何か、意見等はありませんか。
委 員 基本的には賛成なのですが、就学援助費を返還するようになった該当者は毎年だいたいどのくらいいますか。
学校教育課長 今までは3月末に支給だったものですから、今まではありませんでしたが、支給を早めた時に何人かでてくる可能性があるかと思いません。
- 教 育 長 昨年のごとでしょうか、例えば1月2月に少し早めた場合に就学援助を受けている人で、転出した実績があったかということで見ると、直近では該当者はいなかったということです。返還を要しないといっても、実際宇佐市では、該当者が出るにしても毎年ではないだろうという予想はできます。他に、意見等はありませんか。
委 員 ここに記載している「返還を求めず」という市町村は、大分市、九重町のみですが、全体的にはそちらのほうに移行するような流れでしょうか。旧体制というのは「返還を求める」で、検討中の市町は「返還を求めず」に移行する方向ということでの検討中で、既に「返還を求めず」に決めているのが2市町ということで、その方向に宇佐市も向かっているということで理解してよいですか。
学校教育課長 そこがですね、検討中のところは考える余地があるということです。県の教育長会の中で、国からの通知等もありまして、全国的には「返還を求めず」という市町村が増えているという状況だと思います。全市町村が一斉に揃えば、何の問題もないと思いますが、やはり返

還を求める市町村と求めない市町村があるので、なかなか足を踏み出せないところが多いと思います。県の教育長会の中で教育長自ら、県下一斉に「返還を求めず」の方向でいけるようにということで議題にも出してもらっています。そういうふうに広がっていくといいなと思います。

委員 そこで気になったのが、例えば宇佐市から近隣で中津市、豊後高田市に転出した場合に、返還についての連携はできるのですか。

学校教育課長 連携は通知をして、連携していかないといけないと思います。例えば、就学援助費を支給した方がもし宇佐市転入して、返還してくださいと言われ、返還すれば、こちらからその方に支給をするようになると思います。例えば、豊後高田市の方が宇佐市に転出した場合にその方は、豊後高田市から返還を求められるので、返還すると何ももらえないようになるので、返還をしたから宇佐市から出しますよという流れになると思います。県下で、足並みがなかなか揃わないので、足並みが揃うまでは。

委員 国の制度なら、すぐに揃いそうだなと思うのですがね。

教育長 補足しますと、3年くらい前までは、宇佐市でも入学するための準備のお金というのは、入学後に支給していました。3年くらい前に国が入学前に支給するお金も就学援助の対象ですよという通知を出しました。当たり前ですが、入学の準備は入学する前にしますから、それなりの出費は前年度のうちにある訳です。入学前支給ができるようになりましたが、先ほど課長から説明があった通り、入学前に他市町村に転出となると、返還してもらわないといけない。入学前といいながら、入学者数が確定する3月末でしか支給できないというのが実務上の制約としてあった訳です。いろんな文房具を買うのに、3月ではなくてもっと早い時点で、前年のうちに揃えたりしますから、早いほどいいのは間違いない。入学前支給をきちんと機能させるためには、返還を求めないということで、支給しやすくしたい。ただし、二重払いにならないように、もともと転出・転入の連絡で自治体同士のやり取りがありますから、そこでこの方は支給済みですよということで連絡すればいい。そういった内容の通知が国から出されていると。その通知が出された二年前から現時点で、入学前支給している自治体の中の4割がこの制度を取り入れています。今後過半数にだんだんくなっていくのではないかなと私としては思っています。今回、市役所内でご理解いただくのがなかなか大変でしたが、学校教育課にここまでもってきていただいたというものです。

学校教育課長 もう一つ、根本的なことを補足しますと、入学前支給は全員の方で

はなく、対象者の中でも希望者のみとなります。入学時の学用品費のみについての話しになっています。就学援助費の中でも一部のお金ということです。

教 育 長 当然ですが、引っ越す可能性があるかどうかを伺い、あるかもしれないという方には、ちょっと待っていただいて入学したらお渡ししますよということで以前からある入学後支給もできますので、無制限にお金が出ていく一方だということにはなりません。

委 員 希望のあるなしは、どの段階でわかるのですか。

学校教育課長 入学予定の学校で就学前健診がありますので、そこで就学援助の説明もしますが、健診結果を各家庭に郵送するのと一緒に、書類をいれております。ですので、希望の方はいつまでに教育委員会に持ってきてくださいと記載しています。ですから、もうちょっと早めるとすると書類の渡し方も、また早い時期から郵送なりをしないといけないと思います。

教 育 長 実際には支給時期を早めるというのは、今年度というよりは次年度に向けて、いつぐらいまで早められそうかという検討するということになります。他に、何か意見等はありませんか。

ないようなので、議第99号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正については承認とします。提案ですが、追加議案である議第103号宇佐市立幼稚園の休園・統廃合の基準の目安についての件で四日市幼稚園の副園長の同席を求めていますので、議題の順番を変更し、先に説明をしていただいてもよいですか。

委 員 異議なし。

教 育 長 追加議案議第103号宇佐市立幼稚園の休園・統廃合の基準の目安について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第103号宇佐市立幼稚園の休園・統廃合の基準の目安について、ご説明します。追加議案21Pをご覧ください。

今まで、宇佐市立幼稚園の休園等についての、明確な基準といえますか、方向性が示されていませんでした。適正規模の委員会等の中では、長洲幼稚園が休園になっておりますので、そういったところでは話をすることもありました。今回は主に四日市幼稚園のことになります。議案に記載しているような方向性で考えていきたいと思っています。実は11月18日から来年度の園児募集が始まっております。現状は、四日市幼稚園は来年度5歳児になる園児が2名です。それとは別に4歳児、5歳児の応募があるかというところで、心配しているところです。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 この議案は、どういう取扱いだと理解すればよいですか。これは特

に規則、条例としてあげられていないわけですよ。

学校教育課長 休園・統廃合の協議をしなければならない目安と思っています。実際、現在の4歳児は2名、5歳児は4名いまして、合計で6名の園児がいます。5歳児の4名が卒園しますから、このままだと来年の5歳児は2名となります。この2名については、来年度4歳児が入園せず、2名になったとしても、こういった基準を示す以前に入園した子どもたちですので、5歳児2名でも、保護者の方がよければ、卒園までこのままの状態を維持をしていくということに変わりありません。このことについては、今から保護者の方々にはお話をしていくことになろうかと思えます。

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第103号宇佐市立幼稚園の休園・統廃合の基準の目安については、承認いただき、その上で、現在園児を募集中ということですので、募集期間終了後、その募集結果を踏まえて必要な対応を検討していただくことになろうかと思えます。次に議第100号指定校変更について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第100号指定校変更について、ご説明します。4Pをご覧ください。今回は、新小学校1年生1人、新小学校2年生1人、小学校2年生2人、新小学校3年生2人、新小学校4年生2人、新小学校5年生3人、新小学校6年生1人の計11人です。なお、通学途中の事故につきましては保護者が一切の責任を持つこととなります。
(変更理由等については、議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
委員 やはり、保護者の家庭事情が大きく子どもに影響してくる事案ですよ。監督してくれる祖父母の家とか、そういったところに行くか、地元の放課後児童クラブに行くのも選択の一つだと思うのですが、そこには子どもが転校していくという事情がうまれるわけですよ。学校の中でも子どもたちがストレスに感じることが多い中で、やはり学校が変わるとするのは子どもにとって、環境が大きく変わる場所ではないかなと思います。だから、窓口で保護者の方に説明をされるときに、規則でこうなっているから放課後の監督者がいないということであれば指定校変更するのも仕方ないことなのですが、親にはわからない部分もあると思うのですが、子どもにとっても環境が変わるということは大変なことだと思いますので、転校するということが自体に心配はあります。

教 育 長 他に、何か意見等はありませんか。ないようですので、議第100号指定校変更については、すべて承認とし、次に追加議案の議第101号令和元年12月教育費一般会計補正予算（第3号）（案）に

ついて、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員
教育次長

何か、意見等はありませんか。

中学校のエアコン設置は、特別教室すべてが対象ですか。

現在も普通教室と一緒にパソコン教室など、一部設置しているところがありますが、まだ設置してない特別教室を対象に設置する予定です。学校によって、対象となる部屋数は違いますが、7校で32室の特別教室にエアコンを設置する予定です。

教 育 長
委 員

他に、何か意見等はありませんか。

学校施設の関係で封戸小のプールについてですが、建設してから何年ぐらい経過していますか。

教育次長
委 員

昭和49年に建設していますので、45年は経過しています。

これは国の補助金をもらって、敷設された施設だと思えますが、よく一般財源で1,400万円も肉付けしてくれて、本当にうれしいですね。なかなか1,400万円も予算をつけるのは難しいと思います。そのくらい、損傷が激しかったという事でしょうね。

教育次長

そうですね。今回の分は、実は少し前からプールに水をいれても、水が減るという状況がありまして、最初がひび割れして、水がもれているのではないかということで、塗り直しをしたのですが、どうしてもよくならないと。そうしたところ、夏のプール水の水質検査で引っ掛かったんですね。それで調査していくと、ろ過機を通った水が濁っているという結果がでました。さらに調査するとだいたいプールの底が一番低くなっていまして、そこからプール下にパイプを通して、循環機の方を通して、水を循環させているのですが、おそらくプール下のどこかに穴があいて、そこから逆に泥を吸い込んでろ過機にいつて、ろ過機からも濁った水が出ているという状況になっていました。地下を通っているパイプを付け替えるところから、全部やりかえないといけませんから、そこを埋め戻しにして、新たにパイプを引き直して、新たなろ過機をいれるというかたちになり、かなり費用がかかるということで財政課と協議しました。

委 員
教 育 長
委 員

ぜひ、進めてください。

他に、何か意見等はありませんか。

老朽化にともなって、いろんなところで支障をきたしてくるのは当然のことだと思います。小中学校に設置したエアコンについては、クリーニングだとか、維持保守ですね。そういったものにもだんだん五月雨式に費用がかかってくるのだとも思います。そのへんのところは、今後予算付けを行っていく予定があるのでしょうか。

教育次長

エアコンについては、当面は維持というか、やはり電気代が使い方

によっては一気に上がりますので、それにつきましては、運用指針を学校に配布して、それに基づいて使用してくださいというお願いをしています。維持保守については、フィルターの掃除をこまめに行うとか、今はまだ設置したばかりですから、そういった軽作業程度ですね。教育総務課で用務員さんを2名雇用して、草刈りなど各学校での軽作業をしていただいています。毎日、日報を書いてもらうのですが、わりと用務員さんを活用して、エアコンのフィルターの掃除などをしてもらっている状況があります。

教 育 長

他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第101号令和元年12月教育費一般会計補正予算（第3号）（案）については、承認とし、次に議第102号訴訟上の和解について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第102号 訴訟上の和解について、ご説明します。追加議案の18Pをご覧ください。

（詳細は議案に記載）

教 育 長

何か、意見等はありませんか。

委 員

長い期間になりましたね。よくここまでまとめられたなと思います。昨年までは、まったくそういった状況は見えなかったのですが。随分、和解条件で話が進んだのですね。

学校教育課長

高裁から和解の提案がされましたので。

教 育 長

市としては、和解ではなく判決をもらう選択肢も当然あったのですが、その選択をすればもう数年かかりますし、その場合、その先の展望は不明です。宇佐市に関する責任の有無を原告側が争わないのであれば、こういった和解という選択肢もあるのかなと思います。他に、何か意見等はありませんか。

ないようですので、議第102号訴訟上の和解については、承認とし、次に報告事項第1項12月の行事等の予定について、各課に説明を求める。

（詳細は議案に記載）

教 育 長

何か、質問等はありませんか。ないようですので、次に次回教育委員会の日程について。

事 務 局

次回教育委員会の日程についてですが、12月20日金曜日の14時00分から教育委員会2階会議室で如何でしょうか。

教 育 長

他に、何か意見等はありませんか。

ないようですので、次回教育委員会は12月20日金曜日の午後2時00分から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長

各委員に諮り確認のうえ、第12回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後 3 時 5 1 分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。